

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するための経営監視機能強化に注力しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	5,995,665	7.58
日本生命保険相互会社	3,725,143	4.71
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	3,399,100	4.29
明治安田生命保険相互会社	2,516,000	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,197,000	2.78
株式会社みずほコーポレート銀行	2,179,173	2.75
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	2,047,200	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,781,200	2.25
会田 仁一	1,433,169	1.81
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,217,500	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
若林 寛夫	他の会社の出身者				○					○
山崎 猛	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
若林 寛夫	○	—	生命保険会社の元役員としての幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
山崎 猛	○	—	都市銀行の元役員としての幅広い見識を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は内部統制部門との定期的会合等により、内部統制部門との連携を深めています。監査役及び内部統制部門は会計監査人から定期的に報告を受け、また必要の都度意見交換を行い連携を深めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松本 誠郎	他の会社の出身者									○
増岡 由弘	他の会社の出身者									○
大磯 公男	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松本 誠郎	○	—	都市銀行の元役員としての幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
増岡 由弘	○	—	弁護士、大学の経営者としての幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
大磯 公男	○	—	生命保険会社の元役員としての幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

平成22年4月から平成23年3月の期間に取締役会は13回、監査役会は9回開催されました。
若林寛夫氏はこの期間に開催された取締役会13回中11回出席し、生命保険会社の元役員としての見地より発言を適宜行いました。
山崎猛氏は取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、都市銀行の元役員としての見地より発言を適宜行いました。なお、同氏が常勤監査役の時に開催された取締役会および監査役会各2回全てに出席しております。
松本誠郎氏は監査役就任後に開催された取締役会11回全てに、監査役会7回全てに出席し、都市銀行の元役員としての見地より発言を適宜行いました。
増岡由弘氏はこの期間に開催された取締役会13回中12回、監査役会9回全てに出席し、弁護士、大学の経営者としての見地より発言を適宜行いました。
大磯公男氏はこの期間に開催された取締役会13回全てに、監査役会9回全てに出席し、生命保険会社の元役員としての見地より発言を適宜行いました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・取締役へのストックオプションの個人別支給水準は取締役が兼務する執行役員の職位等に応じて決定しております。
・平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会最終の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

・取締役および従業員ならびに当社国内子会社の取締役および従業員の多くにストックオプションを付与しております。
・株式報酬型ストックオプションは社外取締役を除く取締役に付与しております。
・監査役にストックオプションは付与しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円を超える者がおりませんので、個別開示はしておりません。
社外取締役以外の取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書および事業報告(招集通知の添付書類)を当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供しております。
平成23年3月期に関する取締役の報酬等は以下のとおりです。
取締役(社外取締役を除く)6名:総額107百万円(基本報酬76百万円、ストックオプション20百万円、賞与9百万円)
社外取締役3名:総額15百万円(基本報酬15百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬は、会社業績への貢献、成果と業務執行状況に基づく評価により定めております。ストックオプションとしての新株予約権は取締役の基本給をもとに算出し、付与しております。取締役の賞与は、職位・会社業績に応じて定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役が出席する重要会議(取締役会、経営会議)の事前に資料を配布しております。また、社外監査役の指示に従い職務を補助する部署として内部統制監査室をあてております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の業務執行、監査・監督の状況は下記機関により実施しております。

〈取締役、取締役会、執行役員、経営会議〉

当社では、経営監督機能と業務執行機能を分担させるため平成13年4月より執行役員制度を導入しており、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。現行経営体制は、取締役兼務者7名を含む執行役員16名と社外取締役2名(両名とも独立役員)の計18名であります。取締役会は原則月1回の定例取締役会および臨時取締役会を適宜開催し、法令に定める重要事項の決定機能および業務執行の監督機能を果たしております。執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催し、経営方針および経営課題に関する討議を行い、経営の意思統一と迅速な業務執行に取り組んでおります。また、主要事業部門による月次業績評価会を毎月1回定期的に開催しており、同会には部門長のほか、取締役、監査役および執行役員が出席して全社の業務執行状況の適時把握に努めております。

〈監査役、監査役会〉

当社は監査役制度を採用しております。監査役3名全員が社外監査役で、常勤監査役は1名です。監査役の監査活動は、監査実施計画に従い、取締役会や経営会議、月次業績評価会等の重要会議に出席するほか、会計監査人からの報告を受け、営業報告の聴取、重要書類の開覧等を行い、本社、主要事業所、連結子会社に赴き、各部門の業務執行および財産の状況を調査して経営執行状況の的確な把握と監視に努め、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。なお、当社は監査役の機能強化のため、独立性の高い社外監査役(3名全員が独立役員)を選任しております。各社外監査役はそれぞれ、都市銀行や生命保険会社において監査・審査業務等に従事した経験や弁護士としての経験に基づき、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。また、当社は内部統制監査室及び財務部門をはじめとする管理部門のスタッフにより、監査役監査を支える体制を構築しております。

〈社外取締役及び社外監査役の選任状況〉

当社は、社外取締役として、若林寛夫氏、山崎猛氏の2名を選任しております。若林氏は生命保険会社の元役員として、山崎氏は都市銀行の元役員として、共に幅広い見識を有しております。また、両氏は共に当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においてもそうであったことないことから、それぞれ高い独立性を有しております。このように、高い独立性を有しながら、各々の幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、両氏を社外取締役として選任しております。また、当社は社外監査役として、松本誠郎氏、増岡由弘氏、大磯公男氏の3名を選任しております。松本氏は都市銀行の元役員として、増岡氏は、弁護士、大学の経営者として、大磯氏は、生命保険会社の元役員として、それぞれ幅広い見識を有しております。また、三氏とも当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においてもそうであったことないこと

とから、それぞれ高い独立性を有しております。このように、高い独立性を有しながら、各々の幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、三者を社外監査役として選任しております。社外取締役は取締役会や経営会議において内部統制部門からの報告を受けることにより、また社外監査役は内部統制部門との定期的会合等により、内部統制部門との連携を深めております。

<会計監査>

当社は新日本有限責任監査法人との間で会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を締結し、それに基づいて業務が執行され、報酬を支払っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

<内部監査>

当社は、内部統制監査室を設置し、専任者4名を配置し、コンプライアンス体制及び財務報告に係る内部統制の有効性の検証などに取り組んでおります。また、同室にて連結子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性のチェックを行っており、必要に応じて海外を含む連結子会社に赴き、内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会設置会社として、取締役9名(うち社外取締役2名で両名とも独立役員)による迅速な意思決定を図っており、監査役会設置会社として、監査役3名(全員社外監査役、独立役員)により経営監視の強化に努めております。また、執行役員制度を導入し、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。さらに内部統制の充実を図るためコンプライアンス委員会を設置し、またリスク管理体制の一環として、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会等の委員会を設置しております。このように当社は独立性の高い社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、執行役員制度やガバナンス向上のための委員会等の取組みを通じて、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するために現状のガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は、開催日の3週間前までに発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに英訳版の招集通知を掲載しております。
その他	定時株主総会終了後に株主懇親会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後および第2四半期決算発表後に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しております。	
その他	株主様あてに6月に「報告書」、12月に「株主通信」を発送しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業活動の遂行にあたり、お客様、株主、お取引先、地域社会をはじめとする全ての関係者を尊重することを「アイダグループ行動指針」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境に配慮した企業活動を展開し、ISO14001の認証を取得するなど積極的に環境保全活動を行っております。また、当社の主力製品であるプレス機械は省エネ・省エネルギー型の生産手段であり、当社の製品事業を推進すること自体が環境保全活動となり、社会への貢献につながるものと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、経営方針や業績など、株主、投資家をはじめとする関係者の方々が必要とする情報を適切に開示することを「アイダグループ行動指針」に規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムの充実を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、健全な内部統制システムの確立に取り組んでおります。

内部統制システムの整備状況は、以下のとおりです。

当社は、法遵守とより高い倫理観に基づいた事業活動を行うため「アイダグループ行動指針」を平成15年10月に制定しております。また、内部統制の充実を図るためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、内部統制監査室を設置し、当行動指針等の実施状況等の監査を実施しております。

また、当社および子会社の全般統制環境、統制活動状況の現状調査を実施するなど「金融商品取引法」に基づく「財務報告の信頼性」の確保に努めております。

当社は平成18年5月9日開催の取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり決定いたしました。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。

また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況についての内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規定に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議などにおいて多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会あるいは経営会議にて報告することとする。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議などにより充分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社については当社事業セグメントあるいはグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会あるいは経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告を行うこととする。

また、子会社監査室を設置し、子会社の管掌部門あるいは関連業務部門と連携して子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性の監査を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の指示に従い職務を補助する部署として内部統制監査室を設置し、専任の使用人を配置するものとする。

(7) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部統制監査室に属する使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。

また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。

また、取締役および使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、あるいは報告を求めることができるものとする。

(注) 平成20年4月1日付で子会社監査室は内部統制監査室に業務を移管しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「アイダグループ行動指針」に、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを掲げ、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、以下のとおりです。

(1) 対応部署

反社会的勢力に関する対応は、総務人事部及び管理部にて対応しております。

(2) 外部専門機関との連携

警察、神奈川県企業防衛対策協議会、顧問弁護士などの外部専門機関との間で、平素から意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築しております。反社会的勢力から不当な要求等があった場合は、これらの外部専門機関に相談し、適切な指導を受けながら対応します。

(3) 情報収集

地元の警察や神奈川県企業防衛対策協議会、近隣企業との連絡を密にして、反社会的勢力についての情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 会社支配に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。以上のことを考慮し、当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様への判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。)

2. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を定めることを決議し、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。本対応方針の詳細につきましては、平成22年5月13日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」(当社ホームページ: <http://www.aida.co.jp>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社の会社情報に係る適時開示体制の概要は下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本的方針

当社は、「企業理念」として、「我々は成形システムビルダとしてグローバルに発展し人と社会に貢献する企業であり続ける」を掲げております。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」において、インサイダー取引規制の趣旨を十分に理解し、重要情報の取り扱い等については規程等を厳格に遵守することを規定し、法令等を遵守し、社会規範、企業倫理に照らして、公正かつ透明性の高い企業活動を行うことを基本方針として適時開示を実施しています。

具体的には、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)に基づき、会社情報の適時開示を行っています。また、適時開示規則の基準に照らして開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行っています。

2. 適時開示情報を把握・管理し、適時・適切に開示するための社内体制

(1) 決定事実に関する情報

当社では、適時開示規則に定められている基準に照らして開示すべき決定事実は、管理部を中心に協議を行い、必要に応じて東京証券取引所に事前相談を行った上で、原則として、取締役会または経営会議の決議後、速やかに開示することとしております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、当該事実の発生を認識した担当部署が、取締役会または経営会議に報告を行い、管理部を通して適時開示規則に従い速やかに開示しております。

なお、緊急の必要がある場合は、担当部署より管理部へ報告すると共に、管理部は関係部門と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理部が決算数値を作成し、会計監査人による監査を受けた後、取締役会の承認を経て、管理部を通して速やかに開示しております。

なお、業績予想の修正等、緊急の必要がある場合は、管理部は担当役員と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

(4) 子会社に係る情報

当社の子会社に係る情報は、当該子会社の担当部署を通じて管理部に情報が集約され、管理部が関係部門と協議の上、必要に応じて、当社取締役会または経営会議の決議後、速やかに適時開示を行う体制となっております。

なお、当社に於ける会社情報の適時開示に至るまでの過程を図で表すと、別添の適時開示体制模式図の通りとなります。

3. 適時開示体制のチェック・モニタリング

監査役は、監査役監査基準において定める企業情報開示体制の監査等の規定に則り、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され適切に運用されていることを監視・検証しております。

4. インサイダー取引防止のための取組み

当社では、適時開示規則により定められた会社情報を適時・適切に開示することに努めると同時に、会社情報の適切な管理およびインサイダー取引の防止についても、最大限の注意を払っております。

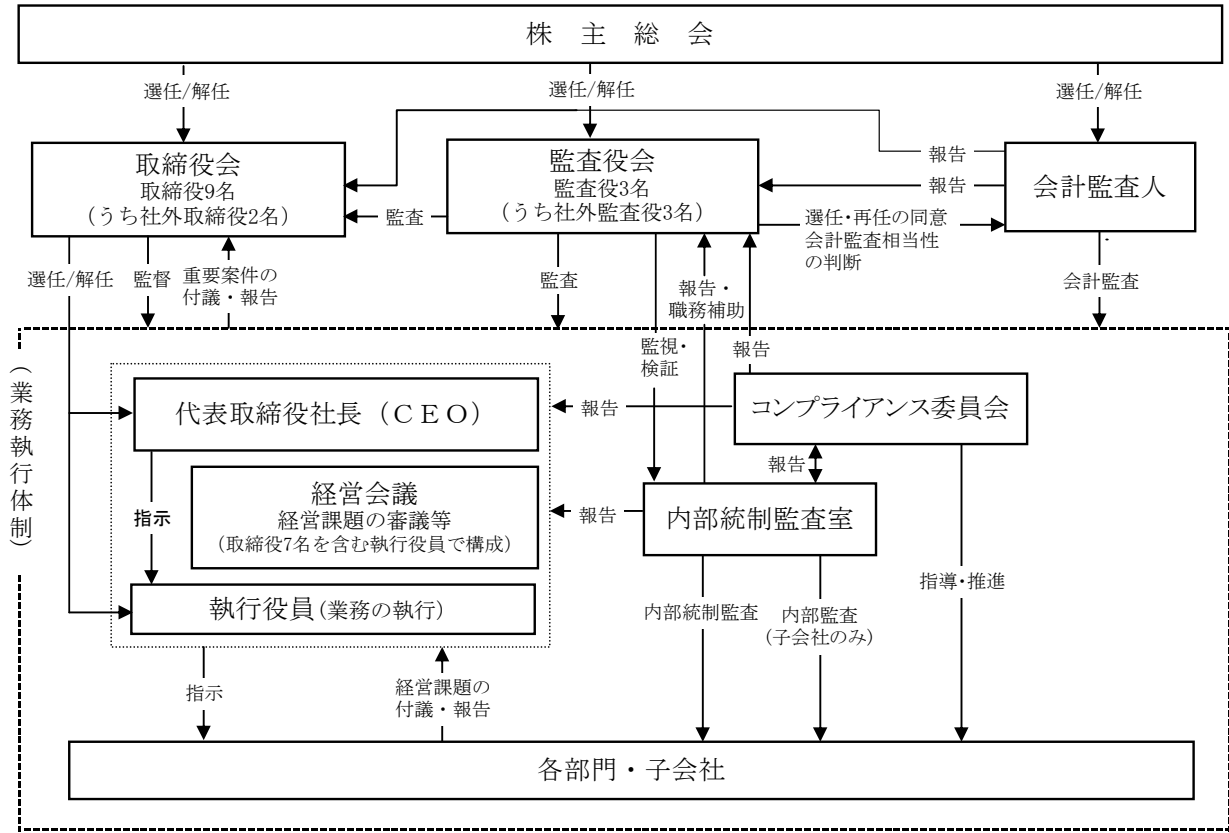
役職員が当社または他社の重要事実を入手した場合は、当該重要事実が公表されるまでの間、開示しない旨を社内規程に規定しております。

また、役職員が自社株式の売買を行う場合には、事前に株式管理担当者に当該売買がインサイダー取引に該当しないことを確認しております。(該当する場合は、重要事実の公表まで売買を差し止めています)

5. 社内研修制度

当社では、インサイダー取引の防止や適時開示の重要性について、外部講師による講習会を開催して、社員が、その重要性の認識を深めることができるよう教育制度を整備しております。

コーポレート・ガバナンス体制模式図



適時開示体制模式図

